

## 中労委（P）不当命令に対する抗議声明

9月15日、中央労働委員会は、平成26年（不再）第43号及び同第44号事件（初審大阪府労委平成24年（不）第39号事件）に対して不当な命令を交付した。

この事件は、通称中労委（P）といい、平成26年8月7日に大阪府労働委員会が下した、組合掲示物の撤去に関する団体交渉の開催を会社が拒否したことは不当労働行為であるとの組合勝利命令を不服とし会社が中央労働委員会へ再審査の申立てを行い、また、私たちも組合掲示物の撤去など、組合活動に対する支配介入の禁止、組合掲示物の撤去に関する苦情処理会議の開催について不当労働行為が認められなかった事に対して、同年8月22日に中央労働委員会に再審査の申立てを行い争われてきたものである。

中央労働委員会は命令の主文1で、「初審命令主文第1項を取り消し、これに係る救済申立てを棄却する」とした。これは会社が組合との団体交渉の開催を拒否したことは不当労働行為であると大阪府労働委員会の下した組合勝利命令を取り消すというものである。さらに主文2で、「本件再審査申立てを棄却する。」とあり、これは苦情処理会議で明らかになったボーナスカット事由を記載した組合掲示物を「協約違反」という撤去通告だけで一方的に撤去したことなどは不当労働行為として認定しなかった。

中央労働委員会はその理由として、組合が組合活動の一環として減率適用問題を重視し、これに取り組もうとしたこと自体は理解し得るものの、その手段として本件掲示物を掲出したことが相当であったということはできず、不当労働行為に該当しない。会社が団交申し入れに対して協約改定交渉で協議すると回答し、速やかに団交開催に応じなかったこと、苦情申告については幹事間の事前審理の議論の状況をみても会社の対応に不当な点はないと判断した。

我々は、この不当命令を強く弾劾するとともに、この怒りをバネに一層団結を固め、不当な組合掲示物の撤去行為など組合活動への介入を許さず本部・地本・分会が一丸となって職場からの闘いをさらに展開していく。

本日まで、プロジェクトチームを中心に共に闘い抜いて来た仲間たちに敬意を表すとともに心より感謝申し上げる。

2016年9月17日

J R 東海労働組合中央本部

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部

J R 東海労働組合大阪仕業検査車両所分会